

ふくおか水土里ネット女性の会会則

(名 称)

第1条 この会は、「ふくおか水土里ネット女性の会」と称する。

(目 的)

第2条 この会は、会員相互の親睦を深めることで会員のネットワークを広げ、情報の共有化や連携を深めるとともに、研修会等への参加による自己研鑽により知識やスキルの向上に務めることで、女性が農業農村整備の中核となる環境づくりを進めることを目的とする。

(活動内容)

第3条 この会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 会員相互の情報交換及び交流の促進
- (2) 会員の資質の向上に資するため、研修会等の開催及び参加
- (3) 前各号に掲げる内容のほか、第2条の目的を達成するために必要な活動

(会 員)

第4条 この会の会員は、原則として第2条の目的に賛同する、農業農村整備事業に関連する業務に従事する女性とする。ただし、第2条の目的に賛同する女性以外の参加も妨げない。

2. この会に加入、脱退、または変更のある時は、所定の様式にて届け出るものとする。

(役 員)

第5条 この会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1～2名
2. この会に顧問を若干名置くことができる。

(役員を選任)

第6条 役員は、総会において会員から選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理又は代行する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。但し、再任は妨げない。

2. 役員の仕事満了の場合においても、後任の役員が選任されるまでは、前任者がその職務を行うものとする。
3. 補欠による役員の仕事は前任者の残留期間とする。

(総 会)

第9条 総会は、毎年度1回開催し、会長が招集する。

2. 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ書面により意思を表明したものは出席とみなす。
3. 総会の議長は会長があたる。
4. 総会は次の事項を審議する。
 - (1) 会則の変更または廃止
 - (2) 活動計画及び活動報告
 - (3) 役員を選任
 - (4) その他運営に関して必要と認めた事項
5. 総会は、緊急を要する場合にあっては書面により開催、審議することができる。

(経 費)

第10条 この会の運営に必要な経費は、福岡県土地改良事業団体連合会の予算をあてる。

2. また、活動に必要な経費（旅費等）は参加者の負担とする。ただし、この会を代表し行事に参加する場合は、福岡県土地改良事業団体連合会が負担する。

(事務局)

第11条 この会の事務局は、福岡県土地改良事業団体連合会に置く。

2. 事務局は、福岡県土地改良事業団体連合会の職員をもってあてる。

(雑 則)

第12条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は総会の審議を経て会長がこれを定める。

附則

この会則は、令和5年4月21日より施行する。